

# ビッグデータ活用渋滞対策検討業務 特記仕様書

## 第1条 総則

- 1 本特記仕様書は、「ビッグデータ活用渋滞対策検討業務」に適用する。
- 2 本仕様書及び設計図書に明記なき事項は、「委託業務関係共通仕様書」による。本業務に関して疑義が生じた場合は、調査職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 3 受注者は、本設計に関し知り得た知識は、第三者に漏らしてはならない。また、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 4 委託時に本県が提供した資料は、業務完了後、提出書類とともに、これを交換するものとする。
- 5 業務に当たっては、最新の示方書、仕様書、指針並びに通達によるものとし、正式に発行されていない「案」を含むものとする。なお、計算理論等は公に認められているものを使用するものとする。

## 第2条 目的

本業務は、携帯電話位置情報によるビッグデータを用いて、兵庫県におけるトリップデータを抽出し、移動経路、時間帯等を整理し、県内の渋滞箇所を分析するとともに、渋滞箇所において、道路利用者に移動経路・時間帯の変更や自転車や鉄道等に移動手段を変更するなどの行動変容を促し、渋滞を軽減するため対策を検討する。

## 第3条 業務内容

### 1 資料収集整理

本業務の実施にあたり必要な以下の資料等を収集し、貸与資料とあわせて整理する。

- ・「4 県内渋滞箇所の分析」で列挙している「渋滞対策実施を検討している箇所」における公共交通機関（鉄道、バス等）の運行状況

### 2 ビッグデータの調達

本業務の検討に用いるための携帯電話の位置情報のビッグデータを調達するものとする。調達するビッグデータは下記の条件を満たす、又は推定可能なデータとする。

- ・2ヶ月分の兵庫県発着のトリップデータ

なお、時期は発注者と協議の上、決定するものとし、取り扱うデータ

は、位置情報利用について同意を得たもののみを使用し、関係法令を遵守し、個人情報の保護に留意する。

- ・トリップに関する属性：出発地・到着地（OD）、交通手段、移動経路、移動目的、曜日、時間

### 3 交通流動の再現、精度検証

#### （1）交通流動の再現

ビッグデータを活用し、県内の交通流動の状況について取りまとめ、可視化を行う。

#### （2）精度検証

交通流動の再現について、精度検証を以下の視点により行い、比較にあたっては、統計的指標によって精度を確認する。精度が高いと認められたデータにおいて、分析を進めるものとする。

- ・OD 交通量：第6回近畿圏パーソントリップ調査等との比較
- ・道路の断面交通量：令和3年度道路・街路交通情勢調査等との比較
- ・鉄道の利用者：駅乗降客数等との比較

### 4 県内渋滞箇所の分析

精度が確認された交通流動データを用いて、兵庫県内の道路の渋滞が顕著な箇所（20箇所を想定）を通過するトリップの特性を分析する。選定箇所については、発注者と協議の上、決定すること。なお、以下の3箇所は、渋滞対策を検討しているため、分析箇所に含めるものとする。

#### 【渋滞対策を検討している箇所】

- ・（国）250号 姫路市広畑地区
- ・（国）312号 姫路市仁豊野地区
- ・（国）176号、（一）西宮宝塚線 ほか 宝塚市武庫川渡河部周辺

### 5 渋滞軽減に向けた対策の検討

「4 県内渋滞箇所の分析」に列挙している「渋滞対策を検討している箇所（3箇所）」において、「4 県内渋滞箇所の分析」で得られた知見や貸与資料等を踏まえ、地域状況や道路交通現況（渋滞の発生状況や公共交通機関の運行状況）等について取りまとめ、渋滞要因を把握する。分析結果に応じ、道路利用者に行動変容を促す案を含む対策を複数立案し、比較検討する。

#### 第4条 有識者ヒアリング

渋滞対策を見据えた分析を行うため、有識者ヒアリングを行う場合がある。ヒアリングに必要な経費は変更契約の対象とする。

#### 第5条 成果品

成果品の内容及び部数は以下のとおりとする。

- ①紙媒体報告書（A4 カラー版）1部
- ②原稿・原図類を収めた電子媒体（CD-R 等）1部

[必ず Windows を OS とした Word 及び Excel を基本とし、それ以外の OS は認めない。また、図形ソフト等上記以外のソフトウェアを使用する場合には、図表等も含めた報告書の編集が可能なソフトウェアをすべて成果品とともに納めるものとする。]

#### 第6条 貸与資料

本業務の実施に必要な以下の資料を貸与する。

- ・ 県管理道路現況図
- ・ 令和3年度道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)交通量データ
- ・ 県警等が所有するトラフィックカウンターによる自動車交通量データ
- ・ 各交差点の渋滞調査結果
- ・ DRM データベース

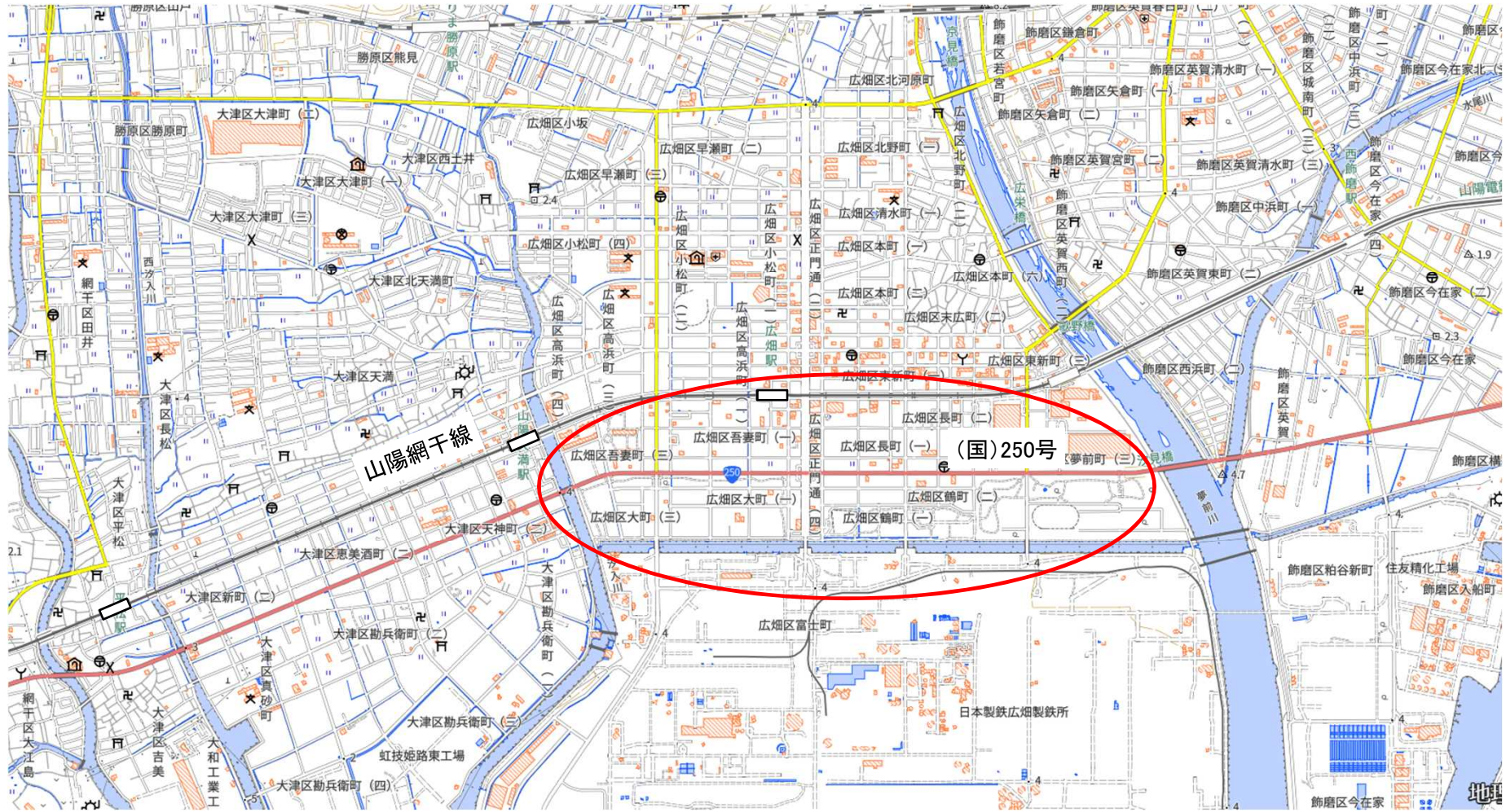
#### 第7条 委託期間

本業務の履行期間は、令和7年3月25日までとする。

#### 第8条 その他

- 1 受託者は調査職員と連絡を密にし、意思の疎通を図るように心がけなければならない。
- 2 協議簿を作成し、その都度、両者確認の上、各々1部以上、保持するものとする。
- 3 業務内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者両者で協議の上、対応を決定する。

# ①(国)250号 姫路市広畑地区



地理院地図を加工



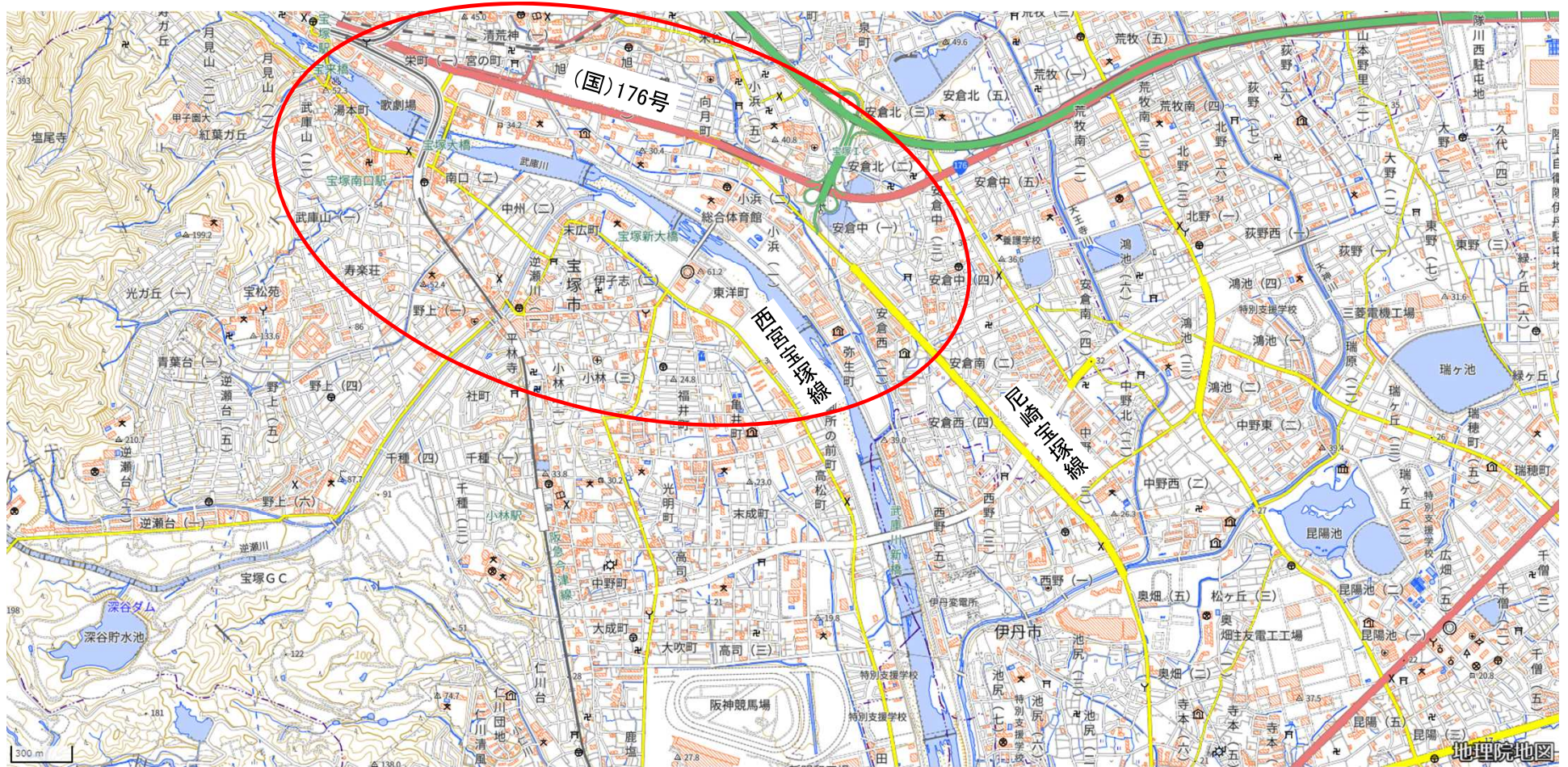
## ②(国)312号 姫路市仁豊野地区



地理院地図を加工



# ③(国)176号他 宝塚市武庫川渡河部周辺



地理院地図を加工